

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県教育委員会行政組織規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会行政組織規則及び徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条の四中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 寄宿舎（徳島県立高等学校総合寄宿舎を含み、特別支援学校の寄宿舎を除く。）の新設等に係る企画調整に関すること。

第十五条の二の見出しを「（教育改革統括監及び教育次長）」に改め、同条中「前条」の次に「及び前項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条に規定する職のほか、必要と認めるときは、事務局に教育改革統括監を置き、その職務は、上司の命を受け、教育に係る特に高度の知識又は経験を必要とする事項を総括整理するとともに、教育改革の推進に関する事項を統括整理するものとする。

第二条 徳島県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及び同条第二号イ中「副教育長」の次に「、教育改革統括監」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。